平成２６年（フ）第１４号
広島県竹原市下野町2652番地12
債務者　山中　　香
1　決定年月日時　平成26年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第７２号
広島県竹原市港町１丁目11番17号
債務者　濱中　弥生
1　決定年月日時　平成26年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第８５号
広島県呉市広吉松１丁目５番30号
債務者　福山寝装こと　福山　義美
1　決定年月日時　平成26年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第８６号
広島県呉市広吉松１丁目５番30号
債務者　福山　敏子
1　決定年月日時　平成26年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第８７号
広島県竹原市西野町2039番地
債務者　平岡奈緒美（旧姓浦田）
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第３０９号
熊本県菊池郡菊陽町新山１丁目12番５―102号　Ｋハイツ新山、前住所福岡県筑後市大字井田314番地　市営住宅井田団地223号
債務者　松元　康哲
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３１０号
熊本県菊池郡菊陽町新山１丁目12番５―102号　Ｋハイツ新山、前住所福岡県筑後市大字井田314番地　市営住宅井田団地223号
債務者　松元　三絵
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３１７号
熊本市東区西原１丁目21番12号　ニューたくま101号、前住所熊本県菊池市七城町砂田158番地
債務者　園木　英明
1　決定年月日時　平成26年７月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３２１号
熊本市南区刈草３丁目１番８号　サニーハイツ202、前住所熊本市南区刈草３丁目11番８号
債務者　米本　恵里
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３２６号
熊本市中央区大江３丁目４番29号　エスポワール大江202
債務者　八幡　久美（旧姓小嶋）
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１４０号
大分県別府市上人ヶ浜町５番21号　別府癒しの郷ＧＩ内
債務者　江上　裕人
1　決定年月日時　平成26年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３２号
長野県上伊那郡辰野町大字伊那富8584番地１
債務者　野澤　　恵
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２６年（フ）第２５号
兵庫県洲本市下内膳433番地６
債務者　ギフト大閣こと　山田　貴之
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２６年（フ）第１３６号
青森市大字荒川字筒井310番地37　コーポカサイＢ棟
債務者　青山　直美
1　決定年月日時　平成26年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３６号
神戸市灘区岩屋北町６丁目１番２―806号
小嶋時枝方、従前の住所神戸市灘区岩屋中町２丁目６番４―105号
債務者　前田　智弘
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４４６号
神戸市長田区大日丘町３丁目３番８号、従前の住所神戸市北区鈴蘭台東町９丁目６番11号
債務者　呉松　　忠
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３４３号
仙台市太白区太白２丁目10番１―302号
債務者　後藤　三奈
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係